

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
12月22日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間 (水産振興課)……………三
 - 中型まき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間 (水産振興課)……………三
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課)……………三
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除 (四件) (砂防課)……………三
 - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)……………五
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (四件) (砂防課)……………五
 - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)……………六
- 公告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)……………七
 - 公共測量の実施 (監理課)……………八
 - 平成二十六年山口県歳入歳出諸決算の要領の公表 (会計課)……………八
- 教委規則
 - 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一四

山口県告示第四百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。



当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年一月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境衛生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社岩多屋
住 所 島根県浜田市浅井町八七番地の二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社岩多屋山口工場
所 在 地 山口市小郡上郷三五四一番地の三
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/回)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔間
六七	一〇〇	平成二八、 一、一五	平成二八、 一、一七	平成二八、 一、一八	断 続 一〇時間
〃	六〇	〃	〃	〃	時 間 変 動 概 要

備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。

山口県告示第四百六十一号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 対象船舶

(一) 瀬戸内海(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百十条第二項に規定する瀬戸内海をいう。)を操業区域とする船舶

(二) 山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項一、二及び四に掲げる海域を操業区域とする船舶(漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項第二号に規定する手繰第二種漁業に使用する船舶に限る。)

二 申請期間

平成二十八年二月十六日から同年三月一日まで

山口県告示第四百六十二号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、瀬戸内海機船底びき網漁業及び中型まき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

申請期間

平成二十八年二月十六日から同年三月一日まで

山口県告示第四百六十三号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和四十六年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

三ツ松東地区に関する部分を次のように改める。

一 区域の名称

三ツ松東地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

郡名	町名	大字名	字名	地番	標柱番号
大島郡	周防大島町	西安下庄	丸田	三九〇六の一	一号
〃	〃	〃	〃	三九〇六の二	二号
〃	〃	〃	〃	三九〇七	三号
〃	〃	〃	〃	三九〇七地先	四号
〃	〃	〃	三ツ松北	一四六九の四	五号
〃	〃	〃	〃	一四六九の一	六号
〃	〃	〃	丸田	五一	七号
〃	〃	〃	甲山	四九九の七	八号
〃	〃	〃	〃	三九〇〇の二五	九号
〃	〃	〃	〃	一〇五〇の一	十号
〃	〃	〃	三ツ松東	一〇四〇	十一号
〃	〃	〃	〃	一〇三九の四	十二号
〃	〃	〃	〃	一〇六七	十三号
〃	〃	〃	〃	一〇三四	十四号
〃	〃	〃	〃	一〇三〇	十五号
〃	〃	〃	〃	一〇三五の三	十六号
〃	〃	〃	〃	一〇三六地先	十七号
〃	〃	〃	丸田	三九〇六の一〇	十八号

山口県告示第四百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百八十七号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
東岐波(一)(3)、東須恵(一)(5)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十五年山口県告示第四百七十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
東岐波(一)(8)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第三百十五号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
阿知須(一)(9)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
四熊(一)(50)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
東岐波(一)(3)、東岐波(一)(8)、東岐波(一)(9)、東岐波(一)(10)、東須恵(一)(5)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
東岐波(一)(1)、東岐波(一)(2)、東岐波(一)(3)、東岐波(一)(4)、東岐波(一)(5)、東岐波(一)(6)、東岐波(一)(7)、東岐波(一)(8)、東岐波(一)(9)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
阿知須(一)(9)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
阿知須(一)(4)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
四熊(一)(50)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第四百八十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
東岐波(一)(3)、東須恵(一)(5)

- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十五年山口県告示第四百七十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
東岐波(一)(8)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第三百十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
阿知須(一)(9)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
四熊(一)(50)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
東岐波(一)(3)、東岐波(一)(8)、東岐波(一)(9)、東岐波(一)(10)、東須恵(一)(5)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
東岐波(一)(1)、東岐波(一)(2)、東岐波(一)(4)、東岐波(一)(6)、東岐波(一)(7)、東岐波(一)(8)、東岐波(一)(9)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
阿知須(一)(9)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部

道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
四熊(一)(50)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)



(三七〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年二月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人優愛会
代 表 者 の 氏 名 稲葉 武史
主たる事務所の所在地 下関市菊川町大字上田部五二五番地

(三七二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 誠政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
 - 二 作業の地域
山陽小野田市大字植生字植生山二〇
 - 三 作業の期間
平成二十七年十一月二十日から平成二十八年三月三十一日まで
-
- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
 - 二 作業の地域
山陽小野田市大字植生字東道田
 - 三 作業の期間
平成二十七年十二月一日から平成二十八年二月二十九日まで

(三七二) 平成二十六年度山口県歳入歳出諸決算の要領の公表

平成二十七年十一月山口県議会定例会で認定された平成二十六年度山口県歳入歳出諸決算の要領は、次のとおりです。

平成二十七年十二月二十二日

山口県知事 村岡 誠政

平成26年度山口県一般会計歳入歳出決算

歳入	円
1 県 民 税	160,147,505,786
	54,984,979,772

2 事業税	27,823,289,955
3 地方消費税	40,039,613,495
4 不動産取得税	2,363,533,838
5 県たばこ税	1,611,127,735
6 コルナ場利用税	550,830,325
7 自動車取得税	893,203,600
8 軽油引取税	13,611,261,674
9 自動車税	17,999,957,187
10 鉾区税	7,912,900
16 狩猟税	31,923,300
17 産業廃棄物税	229,872,005
2 地方消費税清算金	30,519,587,208
3 地方譲与税	28,621,947,124
1 地方法人特別譲与税	25,591,264,000
2 地方揮発油譲与税	2,845,249,000
3 石油ガク譲与税	161,233,000
4 地方道路譲与税	124
5 航空機燃料譲与税	24,201,000
4 地方特例交付金	433,087,000
1 地方特例交付金	433,087,000
5 地方交付税	174,332,023,000
1 地方交付税	174,332,023,000
6 交通安全対策特別交付金	174,332,023,000
1 交通安全対策特別交付金	413,748,000
7 分担金及び負担金	413,748,000
1 分担金	3,430,049,400
2 負担金	3,430,049,400
1 分担金	180,269,590
2 負担金	3,249,779,810
8 使用料及び手数料	8,302,368,559
1 使用料	6,007,336,689
2 手数料	2,295,031,870
9 国庫支出金	84,857,471,141
1 国庫負担金	34,780,009,449
2 国庫補助金	48,034,565,158

3	委託入金	2,042,896,534
10	財産収入	2,703,295,755
1	財産運用収入	2,124,824,308
2	財産売却収入	578,471,447
11	寄付入金	5,330,777
1	寄付入金	5,330,777
12	繰入金	38,636,038,776
1	特別会計繰入金	5,427,830,367
2	基金繰入金	33,208,208,409
13	繰越金	9,916,671,146
1	繰越金	9,916,671,146
14	諸収入	57,601,027,037
1	貸付金元利収入	53,437,703,803
2	受託事業収入	820,183,486
3	延滞金、加算金及び過料等	320,154,790
4	預金利子	2,039,691
5	利子割精算金収入	3,525,455
6	雑収入	3,017,419,812
15	県債	98,631,900,000
1	県債	98,631,900,000
	歳入合計	698,552,050,709
	歳出	
		円
1	議会費	1,454,490,187
1	議会費	1,454,490,187
2	総務費	33,591,353,712
1	総務管理費	16,713,226,310
2	企画調整費	6,834,989,269
3	徴税費	5,520,424,393
4	市町村振興費	1,291,135,706
5	選挙費	900,880,257
6	防災費	1,445,749,846
7	統計調査費	552,105,248

8	人事委員会費	134,188,529
9	監査委員費	198,654,154
3	民生費	84,137,513,971
1	社会福祉費	68,352,251,298
4	児童福祉費	14,496,675,607
7	生活保護費	1,255,531,773
8	災害救助費	33,055,293
4	衛生費	21,784,413,129
1	公衆衛生費	6,806,477,993
4	環境衛生費	4,741,643,625
7	保健所費	2,303,271,349
8	医薬院費	6,153,936,427
10	病院費	1,779,083,735
5	労働費	3,530,129,377
1	労働費	1,123,496,490
2	職業能力開発費	1,069,111,934
3	失業対策費	1,224,525,883
4	労働委員会費	112,995,070
6	農林水産業費	32,979,431,367
1	農業費	9,690,541,746
2	畜産費	617,749,373
3	農地費	9,761,892,369
4	林業費	7,871,743,503
5	水産費	5,037,504,376
7	商工業費	57,418,999,910
1	商業費	2,237,490,768
2	工鉱業費	54,536,221,159
3	観光費	645,287,983
8	土木費	82,550,267,172
1	管理費	7,274,623,198
2	道路橋りょう費	35,625,504,300
3	河川海岸費	22,976,072,951
4	港湾費	7,234,386,819
5	都市計画費	5,872,116,099

平成26年度山口県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算		平成26年度山口県中小企業近代化資金特別会計歳入歳出決算	
6	住宅費	3,567,563,805	
9	警察管理費	38,307,412,664	
1	警察活動費	35,550,186,077	
2	警察活動費	2,757,226,587	
10	教育費	144,657,389,561	
1	教育総務費	17,941,083,371	
2	小学校校費	43,782,114,379	
3	中学校校費	27,611,623,257	
4	高等学校校費	29,788,796,444	
7	特別支援学校費	12,314,193,168	
8	社会教育費	1,791,958,240	
9	保健体育費	539,513,989	
10	大学学費	1,313,336,539	
11	学事費	9,594,770,174	
11	災害復旧費	10,308,471,399	
1	農林水産施設災害復旧費	2,136,127,087	
2	土木施設災害復旧費	8,153,292,032	
4	学校施設等災害復旧費	19,052,280	
12	公債費	115,145,946,878	
1	公債費	115,145,946,878	
13	諸支出金	58,822,869,101	
1	地方消費税清算金	39,739,827,208	
2	利子割交付金	527,813,000	
3	配当割交付金	1,379,060,000	
4	株式等譲渡所得割交付金	706,261,000	
5	地方消費税交付金	15,464,028,000	
6	ゴルフ場利用税交付金	384,973,143	
8	自動車取得税交付金	619,531,000	
9	利子割精算金	1,375,750	
14	予備費	0	
1	予備費	0	
	歳出合計	684,688,688,428	
	歳入歳出差引残額	13,863,362,281	
	翌年度へ繰越	13,863,362,281	
1	繰入金	1,157,000	
1	他会計繰入金	1,157,000	
2	繰越金	650,293,253	
1	繰越金	650,293,253	
3	諸収入	243,687,903	
1	貸付金元利収入	241,073,855	
2	雑収入	2,614,048	
	歳入合計	895,138,156	
	歳出		
1	母子父子寡婦福祉資金	573,002,984	
1	母子父子寡婦福祉資金	573,002,984	
	歳出合計	573,002,984	
	歳入歳出差引残額	322,135,172	
	翌年度へ繰越	322,135,172	
2	繰入金	45,547,945	
1	他会計繰入金	45,547,945	
3	繰越金	2,530,548,791	
1	繰越金	2,530,548,791	
4	諸収入	642,808,100	
1	貸付金元利収入	640,498,956	
2	雑収入	2,309,144	
	歳入合計	3,218,904,836	
	歳出		
1	中小企業近代化資金	665,080,385	

平成27年12月22日 火曜日

第 2722 号 (期定) 報 帳 口 中

1	中小企業設備近代化資金	443,175,594
2	中小企業高度化資金	221,904,791
	歳出合計	665,080,385
	歳入歳出差引残額	2,553,824,451
	翌年度へ繰越	2,553,824,451

平成26年度山口県下関漁港地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

歳入

1	分担金及び負担金	29,750,148
1	負担金	29,750,148
2	使用料及び手数料	76,413,097
1	使用料	76,413,097
4	財産収入	4,223,425
1	財産運用収入	4,223,425
2	財産売却収入	0
5	繰入金	229,476,000
1	他会計繰入金	229,476,000
6	繰越金	5,958,444
1	繰越金	5,958,444
7	諸収入	48,514,547
1	延滞収入	0
3	雑収入	48,514,547
	歳入合計	394,335,661

歳出

1	下関漁港地方卸売市場費	388,683,298
2	市場管理費	388,683,298
3	水産加工団地整備費	0
	歳出合計	388,683,298
	歳入歳出差引残額	5,652,363
	翌年度へ繰越	5,652,363

平成26年度山口県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算

3	繰越金	227,322,980
1	繰越金	227,322,980
4	諸収入	6,151,922
1	貸付金元利収入	6,023,000
2	雑収入	128,922
	歳入合計	233,474,902

歳出

1	林業・木材産業改善資金	5,150,000
1	林業・木材産業改善資金	5,150,000
	歳出合計	5,150,000
	歳入歳出差引残額	228,324,902
	翌年度へ繰越	228,324,902

平成26年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳入

2	繰入金	197,000
1	他会計繰入金	197,000
3	繰越金	224,016,001
1	繰越金	224,016,001
4	諸収入	18,496,590
1	貸付金元利収入	18,064,000
2	雑収入	432,590
	歳入合計	242,709,591

歳出

1	沿岸漁業改善資金	7,904,000
1	沿岸漁業改善資金	7,904,000
	歳出合計	7,904,000
	歳入歳出差引残額	234,805,591

翌年度へ繰越 224,805,591

平成26年度山口県当せん金付証券売却事業特別会計歳入歳出決算

		歳入	歳出
平成26年度山口県当せん金付証券売却事業特別会計歳入歳出決算			
1	事業収入	4,247,729,313	円
1	事業収入	4,247,729,313	
2	繰入金	979,303	
1	他会計繰入金	979,303	
3	繰越金	70,665,452	
1	繰越金	70,665,452	
	歳入合計	4,319,374,068	
	歳出		

1	当せん金付証券売却事業費	4,228,634,303	円
1	発売諸費	979,303	
2	繰出金	4,227,655,000	
	歳出合計	4,228,634,303	
	歳入歳出差引残額	90,739,765	
	翌年度へ繰越	90,739,765	

平成26年度山口県収入証紙特別会計歳入歳出決算

		歳入	歳出
平成26年度山口県収入証紙特別会計歳入歳出決算			
1	証紙収入	3,849,787,228	円
1	証紙収入	3,849,787,228	
2	繰越金	373,226,554	
1	繰越金	373,226,554	
	歳入合計	4,223,013,782	
	歳出		

1	繰出金	3,842,006,718	円
1	繰出金	3,842,006,718	
	歳出合計	3,842,006,718	

歳入歳出差引残額 381,007,064
翌年度へ繰越 381,007,064

平成26年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

		歳入	歳出
平成26年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算			
1	財産収入	318,093,169	円
1	財産運用収入	1,328,809	
2	財産売却収入	316,764,360	
4	繰越金	18,083,105	
1	繰越金	18,083,105	
	歳入合計	336,176,274	
	歳出		

1	土地取得事業費	295,365,396	円
1	土地取得基金管理費	29,624	
3	産業団地管理費	293,211,000	
4	分譲宅地管理費	2,124,772	
	歳出合計	295,365,396	
	歳入歳出差引残額	40,810,878	
	翌年度へ繰越	40,810,878	

平成26年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

		歳入	歳出
平成26年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算			
1	分担金及び負担金	803,046,671	円
1	負担金	803,046,671	
2	国庫支出金	152,631,426	
2	国庫補助金	152,631,426	
3	繰入金	177,915,840	
1	他会計繰入金	177,915,840	
4	諸収入	742,524	
2	雑収入	742,524	
5	債券	183,300,000	

平成27年12月22日 火曜日

1 県	債	183,300,000
7 繰越	金	40,580,000
1 繰越	金	40,580,000
8 使用料及び手数料		20,128
1 使用	料	20,128
	歳入合計	1,358,236,589
	歳出	

1 流域下水道事業費		1,313,536,589
1 流域下水道費		1,313,536,589
	歳出合計	1,313,536,589
	歳入歳出差引残額	44,700,000
	翌年度へ繰越	44,700,000

平成26年度山口県公債管理特別会計歳入歳出決算

1 繰入金		115,035,144,331
1 他会計繰入金		115,035,144,331
2 県債		12,263,000,000
1 県債		12,263,000,000
	歳入合計	127,298,144,331
	歳出	

1 公債費		127,298,144,331
1 公債費		127,298,144,331
	歳出合計	127,298,144,331
	歳入歳出差引残額	0
	翌年度へ繰越	0

平成26年度山口県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

	歳入	
1 使用料及び手数料		1,362,859,413

1 使用料		1,362,859,413
2 寄付金		755,874,489
1 寄付金		755,874,489
3 繰越金		25,507,865
1 繰越金		25,507,865
4 雑収入		107,211,240
1 雑収入		107,211,240
5 県債		916,500,000
1 県債		916,500,000
6 財産収入		465,000,002
1 財産売却収入		465,000,002
	歳入合計	3,632,953,009
	歳出	

1 港湾整備事業費		3,343,460,422
1 港湾費		3,343,460,422
	歳出合計	3,343,460,422
	歳入歳出差引残額	289,492,587
	翌年度へ繰越	289,492,587

平成26年度山口県地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計歳入歳出決算

1 分担金及び負担金		560,524,597
1 負担金		560,524,597
2 諸収入		526,304,408
1 貸付金元利収入		526,304,408
3 県債		1,178,000,000
1 県債		1,178,000,000
	歳入合計	2,264,829,005
	歳出	

1 県立病院機構費		2,264,829,005
-----------	--	---------------

1 県立病院機構費	2,264,829,005
歳出合計	2,264,829,005
歳入歳出差引残額	0
翌年度へ繰越	0

平成26年度山口県就農支援資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

2 繰 入 金	825,000	円
1 他会計繰入金	825,000	
3 繰 越 金	107,623,630	
1 繰 越 金	107,623,630	
4 諸 収 入	34,911,112	
1 貸付金元利収入	33,171,700	
2 雑 入	1,739,412	
5 県 債 債 入	0	
1 県 債 債 入	0	
歳入合計	143,359,742	
歳 出		

1 就農支援資金	56,866,787	円
1 就農支援資金	56,866,787	
歳出合計	56,866,787	
歳入歳出差引残額	86,492,955	
翌年度へ繰越	86,492,955	



公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成十年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（その二）の注3を次のように改める。

3 「公的年金の受給状況」欄は、休業補償を請求する場合においてこの補償と同一の事由によって公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）附則第3条第3項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けているとき又は年金たる補償を請求する場合においてこの補償と同一の事由によって政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けているときに記入すること。

規 則

13の規則を、公布の日から施行する。

平成二十七年十二月二十二日印刷
平成二十七年十二月二十二日発行

発行人所

山口県知事